住みよい

まちづくり

のために

地区計画制度について

KUNITACHI

地区計画とは?

地区ごとのまちづくりのための計画です

対象となる地区の単位は、道路などで区切られた町丁や街区などの比較的小さな地区です。

市民が主体となってつくります

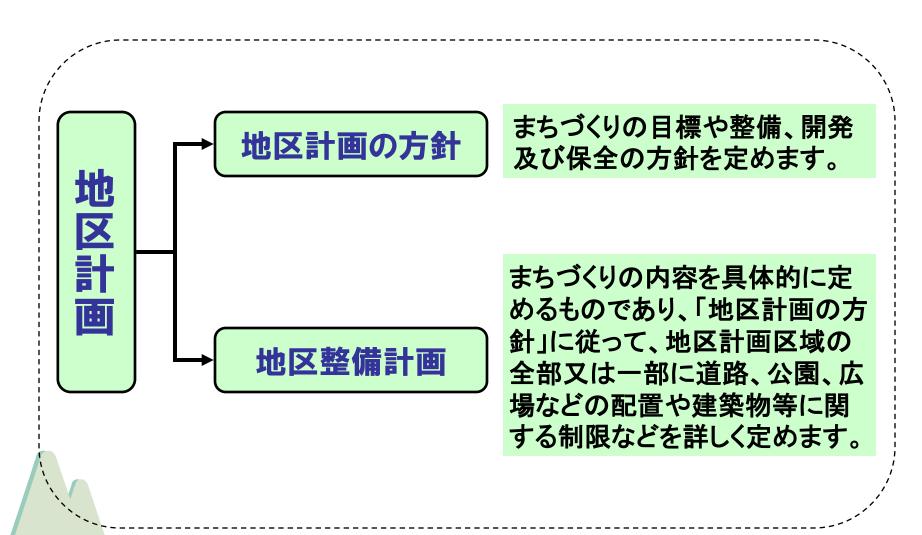
土地や建築物の所有者の市民等が主体となって、相互の話し合いをとおして、考えを出し合いながら地区の実情に応じた計画をつくります。



地区計画の特徴

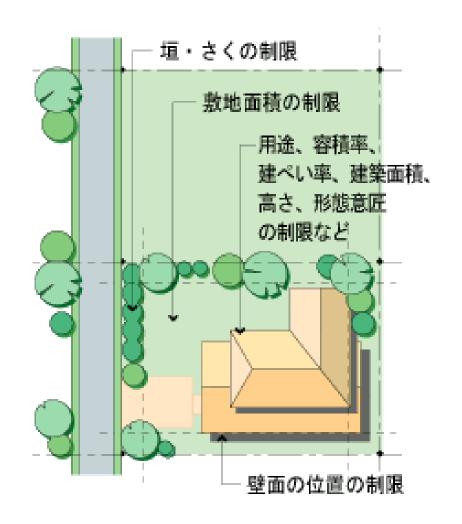
- 〇生活に密着した小さな地区を対象として、道路や公園の配置、建築物の用途、形態など身近な課題を一体的に計画することができます。
- 〇計画の内容や実現のための項目が指定されているので、 地域の実情に合わせてルールを選ぶことができます。
- ○建築物や土地利用のしかたなどについて制限するために、 届出や勧告というゆるやかな手法と、建築基準法に基づく条 例による強制力の強い手段の2段階の方法があります。
- ○地区の市民等の合意、協力によってまとめられた地区計画 は公告・縦覧、意見書の提出など幅広く意見を聞いた上で、 都市計画審議会の議を経て、決定します。

地区計画の構成



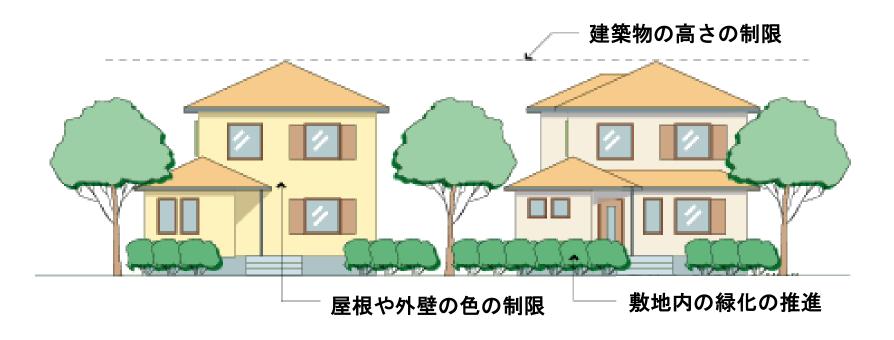
地区整備計画で定めることのできる内容

建築物や敷地などの制限



地区整備計画で定めることのできる内容

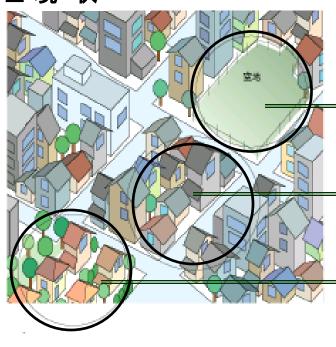
建築物や敷地などの制限





地区計画が定められると・・・

■ 現 状



ゆとりのある住宅地を つくることができます

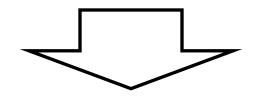
- よりよい住環境への 改善がはかられます
- 住みやすい環境を 維持できます

■ 制度適用後



地区計画決定後に建築や開発を行う場合には・・・

地区計画区域内で建築や開発を行う場合は、市へ地区計画の届け出が必要となります。



地区計画の内容に沿った街並みが少しずつ整備されていきます。

地区計画ができるまで

計画づくりの スタート



地区の調査



市民等と市との話し合い









地区計画原案 の作成



地区計画の 条例化



地区計画の 決定



地区計画の案の作成

国立市における地区計画活用事例

